



WCS用稲の認定を受けられた皆様へ

重要①

◎適正流通の確認のため、WCSの認定を受けられた生産者及び実需者等の方を対象とした立入検査が行われます。

不適正な流通、使用の事実が確認された場合は

・**交付金の全額返還**（子実を主食用に出荷・販売
（いわゆる横流し）した事実が判明した場合）

・認定した取組計画の取消、氏名等の公表

・新規需要米、加工用米、備蓄米の取組を1年を超えない
範囲で認めない

など法律等に基づく罰則の適用の措置の対象となります。

重要②

需要者等に契約どおりWCS用稲を引き渡すため、
適切に肥培管理を行ってください。

（作業日誌等を記帳してください）

* 肥培管理等が不適切な場合、

交付金が交付されない場合があります。

重要③

取組計画書に記載したほ場の水稻は、

全てWCS用稲として収穫・ラッピングを行い、

契約した需要者等へ適切に引き渡してください。

*** 子実の収穫はできません**

* WCS用稲ほ場での不適切な取組についての情報は、九州農政局
にご連絡ください。

お問い合わせは

九州農政局 経営所得安定対策(熊本)

電話：(096-300)-6310・6694・6308

用途限定米穀は正しく出荷しましょう！

(用途限定米穀とは、加工用、米粉用、飼料用、新市場開拓米)

不適正な出荷をした場合は、交付金が支払われません！

こんな行為は違反です！

- ! 用途限定米穀として生産した米を主食用として販売
- ! 主食用米から発生した「ふるい下米」を寄せ集めて、用途限定米穀として出荷
- ! 他者から購入した米や、主食用米として生産した米を用途限定米穀に水増して出荷

もし、不適正な出荷が行われたら、

不適正な出荷等が確認された場合には、

- ! その名称及び違反事実を公表、
- ! 当年産の水田活用の直接支払交付金や、ゲタ、ナラシ等の全ての交付金を返還、
- ! 当該取組の認定を取り消すとともに、一定期間、新規需要米や加工用米等の取組を認めない

などの措置が講じられます。



また、用途限定米穀の販売等に関する手続を他者に委任し、委任された者が不適正な流通を行った場合、委任を行った取組申請者についても上記の措置の対象となります。